

これまでの研究会等が出された主な意見

※下線部分は、第3回研究会以降に出されたもの

○ 財務規定等の適用の意義、効果

- ・ 財務規定等の適用の目的は、根本的にはやめられない生活のための事業を守るということである。
- ・ 施設の維持更新計画、経営計画の策定、安定した事業運営の継続のためにも法適用の意義は大きい。
- ・ 適切な料金設定とそれを前提とする負担区分の明確化のため、財務適用が義務化されてしかるべきである。
- ・ コスト負担と受益の関係の明確化が最も重要である。料金設定に係る基礎的情報をコストとして把握する企業会計は必要不可欠。
- ・ 経営状況を議員・住民等が知るためには、企業会計的な財務諸表を作成した上での説明は大切である。
- ・ 減価償却費を含めた原価を算出しなければ収入を得る意識が出てこない。将来に向けて更新投資を進める立場に立たなければインフラは継続しえない。
- ・ 公営企業が一般会計に極力負担をかけずに運営できるようにしなければ、財政が厳しい時代に新しい行政課題に対応できない。
- ・ フルコスト把握がスタートだが、特に重要なのは減価償却費の把握。
- ・ 減価償却期間と耐用年数は異なるため、会計により事業資産の持続可能性が分かるというのは無理がある。
- ・ 財務状況や経営状況が明らかになることを避けるために法適化に消極的な姿勢を示すことは、今日の財務情報開示の要求レベルに照らすと説得力を欠く。
- ・ 第2回研究会において事務局が示した財務適用のメリットは現場には響きにくい。
- ・ 職員に奮起を促すためにも法適化は必要。民間の介護事業・社会福祉法人等と会計基準に差がある。公営企業に限り官庁会計で管理することは今の時代考えられない。
- ・ 法律の規定がありながら公営企業とは認識しない運営を地方公共団体がすることは制度を形骸化する。
- ・ 財務諸表の情報を参考に中長期的に事業が保たれていく状況となるかどうかのシミュレーションが可能。
- ・ ストック情報、損益情報に基づく比較分析（経年比較・他団体比較）を受けて、金額ベースでの資産老朽化度を踏まえたより現実味を帯びた投資計画策定の推進、より精度の高い減価償却費に基づいた経費回収率の算定に基づく経営意識の発揮、より納得度の高い料金算定基礎情報に基づく料金改定の推進など、着実にストックマネジメントの考え方を適用していくための経営分析が可能になる。
- ・ 簡易水道・下水道は継続が必要であり、そのため施設整備改修についても、補助金や地方債を最大限活用した計画的な事業を実施。

- ・ 施設等の老朽化による将来の危機を避けるためにも、更新投資への対応ができるように法適用が必要である。
- ・ 資産総額をマクロで把握することにより比較可能となり、また損益が見えることとなる。
- ・ 法適用企業や民間企業等と同じ尺度でベンチマーキングできる。
- ・ フルコストにより導かれる損益は、経済性を適切に示すことができる。
- ・ 経営分析において公営企業会計の導入を前提とする指標が多い。

○ 「公営企業」の概念

- ・ 一般会計と公営企業会計のどちらで事業を行うべきかや企業債における「企業性」の要件について整理が必要である。
- ・ 住民の理解が得られれば一般会計と公営企業会計のどちらで事業を行うかは問わない。
- ・ 起債できなければ事業が不可能となるため、地方財政法第5条の適債性の概念は広く定義する必要がある。料金による償還は原則ではあるが、償還財源の議論と適債性の議論は対応しない。

○ 適用すべき事業の範囲

- ・ 原則全ての事業に適用すべきで、課題については支援策をもって対応すべきである。簡易な方法を選択すれば何とかできるのではないか。
- ・ 例外を作り始めるときりが無い。しかし、簡便な方法の創設や措置期間（10年程度の移行期間など）を考慮することは必要。
- ・ 共通ルールを明確化して実施することで効率を上げていくべき。独自判断を容認すれば職員に余計なことを考えさせ、コストを上げてしまうのではないか。
- ・ 多様な事業展開を妨げないようにすることに留意すべきである。
- ・ 企業の特性に合わせて、適用方法を一律ではなく選択できるように、また猶予期間も考慮すべきである。
- ・ 簡易水道事業や下水道事業は普及率もかなり向上し、階段の踊り場にいると認識すべき。
- ・ 資産規模及び今後の改築更新需要が見込まれる事業、具体的には下水道事業や簡易水道事業とするのが良いのではないか。

○ 小規模事業・団体の取扱い

- ・ 将来の更新投資に対するマネジメントのためには、原則として規模に関わらず資産台帳整備を行い、企業会計化することは大切である。
- ・ 料金収入1,000万円以下の上水道事業も法適用されており、対応できないというのは職員の能力を知らない議論。
- ・ 小規模団体が、公営企業を住民サービス全体のなかに位置付けている場合、企業会計を用いて適正料金を設定し料金収入のみで賄っていくのが難しい部分もあり、一律に法適化することについて疑義がある。
- ・ 財政的支援を行っても法適化できない団体は、各々の判断に任せるべきである。

- ・ 同種の公営企業であっても、地域により性質や格差は異なり、財源確保の方法にも差が出るのはいたし方ない。
- ・ 簡易水道事業の間でも事業規模の差は大きい。
- ・ 原則財務適用だが、企業性を発揮することが困難で規模が小さい場合などは、非適用とすることもあり得る。
- ・ 固定資産額や料金収入、企業債残高など事業の規模に合わせて、適用を一律ではなく選択制にすべきである。
- ・ 規模による線引きは基本的考え方として望ましくないが、現実的には経過措置や段階的適用も検討するのがよい。
- ・ 小規模事業の例外を設けることで、独立採算が困難、一般会計繰出金の確保、業務量増加とそれに伴う職員不足といった課題の解決を図ることは可能である。
- ・ 事業規模を営業収益で計る場合、政策的に料金水準を抑えているのか、事業規模が小さいのか慎重に判断すべきである。
- ・ 営業規模が非常に小さい事業については、適用そのものが負担となる。(消費前の免税業者となる売上1,000万円あたりが適当な線引きではないか。売上が少なくても資産が多い事業については、起債発行額の対標準財政規模の割合等を設定すべき。)
- ・ 規模による線引きについては公会計改革との整合をとる必要がある。
- ・ 小規模については効率的・経済的な移行作業方法(詳細は別紙)を認める。日常は官庁会計で経理、決算時に貸借対照表や損益計算書を作成するなど。ただし、固定資産台帳と企業債台帳の作成は義務づけ。
- ・ 小規模事業については、法適用を義務付けるのではなく、資産評価と改築更新計画の策定だけを義務付けるという考え方もあるのではないか。

○ 必要な支援

- ・ 人材育成やサポート体制、手厚い財政支援が必要である。
(地方公会計の取組における都道府県の研修・サポート体制や、会計制度見直しにおける地方公共団体金融機構からのサポートといった実例がある。)
- ・ 早く法適用した事業には交付税算入率を上げるなどのメリットで誘導することがあってもよい。
- ・ 強制適用する場合は費用の半額は交付税で措置するくらいの支援は必要である。
- ・ 決算書作成を簡略化し会計システムを入れずに決算だけ企業会計的に行う方法もある。
- ・ 現金主義に近い業務フローを残しつつ、決算の中で発生主義ベースに組み替える考え方も取り得る。
- ・ 団体の規模・事業の規模に応じた段階的な支援と十分な移行期間が必要である(特に小規模町村について、移行に係る可能な範囲の手当・配慮が必要である)。
- ・ 書類整理のコストは試算が多いほど大きくなるため、一定の期間が必要。
- ・ 法適用企業がない団体へは特に人的支援が必要。
- ・ 法適用企業がある場合はその経験を生かすべきである。そうでない場合は県単位でのプロジェクトでの一括発注やクラウドでの一括発注といったシステムも考えられる。

- ・ 都道府県単位で推進チームを設置、支援・情報共有を行うのが望ましい。
- ・ 小規模団体であれば低価な委託費用で済む。大規模団体は準備期間が短い場合に委託先がなくなる可能性あり。
- ・ 準備期間はせいぜい5年。小規模企業は共同勉強会方式による効率的・経済的な移行作業（詳細は別紙）、中規模以上は外部委託で対応するイメージ。
- ・ 町村にはこれまで行ってきた財政支援を行うなど移行しやすいように配慮する必要。
- ・ 移行手順を年度で区切って示し、進捗管理を行うのが良いのではないか。

○ 財務諸表、資産評価等

- ・ 分かりやすいマニュアルや簡便な資産評価（資産情報の整備）についての配慮が必要である。
- ・ 低廉な費用で済むよう、会計・監査的に許容されるレベルの固定資産台帳整備マニュアルを示すべき。
- ・ 地方公会計の総務省基準モデルの資産台帳を整備している場合、簡易水道や集排水設備について財務規定を適用する際にもほとんど適用できる。
- ・ 地方公会計の総務省方式改訂モデルに準じた簡易的資産整理手法も可能ではないか。
- ・ 作成意図により盛り込む内容が決まる。
- ・ 固定資産台帳と施設台帳の一本化は適当でない。
- ・ アセットマネジメントには過去の保全情報等が必要となるため、固定資産台帳が直接的に将来の維持更新計画の作成に活用されることは一般的ではない。
- ・ アセットマネジメントを実現するには、施設台帳と固定資産台帳の両方を作成し、リンクさせることが重要。
- ・ 詳細な固定資産台帳整備を行っても、別途、施設台帳の過去の保全情報等を活用しなければ、実態に即した中長期的な更新費用を予測することは困難である。

○ その他

- ・ 過剰な繰出しが一般会計の他事業へ及ぼす影響に係る懸念がある。
- ・ 現行の繰出基準の問題点（事業によってその限定の仕方に濃淡がある）を見直し、負担区分全体を整理することが、損益情報の的確な把握につながる。
- ・ 小規模な事業主体は料金だけで自立することは現実的に不可能であるため、繰出基準を明記するなど、必要経費であることを明確に位置づけできればよい。
- ・ 会計制度の見直しにより事業の継続性そのものに影響を及ぼそうとしているわけではないと伝える必要がある。
- ・ インフラ関係事業は企業債償還までは赤字が継続し累積するが、その後の黒字で時間をかけて減らす財政計画になる。最初から黒字になるよう帳尻を合わせなければならないわけではない。
- ・ 財務会計規定改正後間をおかずに適用事業の議論を行わなければ、再度、長期間この問題に手が付けられなくなる。

- ・ 既に多くの事業が制度見直しを見越して準備に入っている。ここで適用しなければ先進的に取り組んだ事業の不信感が生じる。
- ・ 法適用を行わないことを放置すると、公営企業の経営とは無関係に長寿命化や更新の投資が先行し、後追いで財政問題に対処せざるを得なくなることが懸念。